

青森県報

第二千九百六号

平成二十年
三月十二日
(水曜日)

目次

訓 令

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令……………(防災消防課) ……一

告 示

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の一部

改正……………(環境政策課) ……二

右 同……………(林政課) ……二

保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課) ……二

右 同……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

道路の指定……………(建築住宅課) ……三

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任……………(中 南 地 域 民 局) ……四

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……四

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……五

政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……六

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……六

政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出……………(同) ……七

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………(警務課) ……七

収用委員会

公示による通知……………(監理課) ……八

右 同……………(同) ……八

正 誤

平成二十年三月五日定例告示中……………(都市計画課) ……九

平成十八年八月十四日定例出先機関中……………(中 南 地 域 民 局) ……九

訓 令

青森県訓令甲第一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令

青森県防災行政用無線通信規程(平成十二年四月青森県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表通信所の項中、「八戸市大字港町字大沢」を「八戸市大字鮫町字下盲久保」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第百八十号

平成十二年四月一日青森県告示第百九十七号（騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

「青森県環境生活部環境管理課」を「青森県環境生活部環境政策課」に改める。
表中「青森市」の下に、「（平成十七年三月三十一日現在における青森市の区域に限る。）」を加える。

青森県告示第百八十一号

平成十三年四月二十七日青森県告示第百十六号（騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「むつ市」の下に、「（平成十七年三月十三日現在におけるむつ市の区域に限る。）」を加える。

青森県告示第百八十二号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西津軽郡深浦町大字深浦字杉山沢二二の七二、二二の七八・二二の七九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百八十三号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字広戸字母沢家岸一八九の一、一八九の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字母沢家岸一八九の一（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百八十四号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦一八一の一〇、一八一の二五
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百八十五号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦一八一の一〇・一八一の二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字杉山沢二二の七六、二二の七八・二二の七九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字元深浦一八一の一〇（次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及び三沢市役所に備え置いて

縦覧に供する。

平成二十年三月十二日

青森県知事 三村申吾

区	間	延長	幅員	指定年月日
三沢市中央町二丁目六四の二九から	一〇一・六七メートル	三〇〇メートル	平成二〇・三・四	
三沢市中央町二丁目六四の四二まで	二七・一〇メートル	三〇〇メートル	"	
三沢市中央町二丁目七の八から	二七・一〇メートル	三〇〇メートル	"	
三沢市中央町二丁目七の一九まで	二七・一〇メートル	三〇〇メートル	"	
三沢市中央町二丁目六の二〇から	二七・七四メートル	三〇〇メートル	"	
三沢市中央町二丁目六の二〇まで	二七・七四メートル	三〇〇メートル	"	

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、長瀬堰土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年三月十二日

中南地域県民局長 九戸真樹

役員 の別	氏名	住 所	就任及び退任 の年月日
理事	佐藤善治	弘前市大字駒越字高田一〇	平成二〇・三・一就任
"	佐藤修一	大字真土字東川二四一	"
"	木村久栄	大字一町田字浅井四七二の一	"
"	秋元孝之	大字熊嶋字里見三〇三	"

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治

齋藤 健作	大字高屋字元宮四八三の一	"
古川不二夫	大字土堂字早川四九の五	"
佐藤栄之進	大字藤代一丁目一七の六	"
石戸谷正夫	大字浜の町東五丁目一の二	"
大瀬 豊	大字船水三丁目一の一五	"
笹 慎一	大字蒔苗字福岡六の一	"
八嶋 忠満	大字熊嶋字豊田一八九の三	"
山本 勝義	大字土堂字長瀬七三の二	"
相馬 賢一	大字八代町九の一	"
佐藤 善治	大字駒越字高田一〇	二〇・三・三退任
佐藤 修一	大字真土字東川二四一	"
齋藤 秀明	大字一町田字村元六六一の二	"
木村 久栄	字浅井四七二の一	"
秋元 孝之	大字熊嶋字里見三〇三	"
笹 善次	大字高屋字安田六八三	"
古川不二夫	大字土堂字早川四九の五	"
佐藤栄之進	大字藤代一丁目一七の六	"
石戸谷正夫	大字浜の町東五丁目一の二	"
大瀬 豊	大字船水三丁目一の一五	"
相馬 賢一	大字八代町九の一	"
鳴海 貞次	大字蒔苗字福岡一四の一	"
八嶋 忠満	大字熊嶋字豊田一八九の三	"
山本 勝義	大字土堂字長瀬七三の二	"
古川 栄一	大字石渡二丁目三の七	"

団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月十二日

政党以外の政治団体

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任者 氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
倉内清一後援会	木村春男	倉内 さちえ	東津軽郡平内町大字小豆沢 字水ヶ沢四六九	平成 二〇・二・四
新岡正昭後援会	新岡 均	八戸範雄	東津軽郡平内町大字小湊字 後苑一八	二〇・二・三

青森県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十年三月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党青森県文教振興支部	新	平成 二〇・二・一
自由民主党森田支部	旧	二〇・二・一

政党以外の政治団体

自由民主党十和田支部	会計責任者	中野渡 勇治	届出年月日
			二〇・二・七

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
泉信也青森県陸運関係後援会	新	平成 二〇・二・一
ふじの公孝青森県陸運関係後援会	旧	
ブーガルクラ		
東通 風の会		
フォーメーション		
むつ青空クラ		
西村盛男後援会		
藤田光彦後援会		
太田定昭後援会		

金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年三月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
藤田 光彦 (県議会議員)	藤田光彦後 援会	主たる事 務所の所 在地	三沢市松園町 三丁目一の二	三沢市桜町二 丁目一六の二	平成 二〇・二・ 二七
菊池 広志 (むつ市議会 議員)	菊池広志む つ政経研究 会	主たる事 務所の所 在地	むつ市横迎町 七丁目一の三	むつ市横迎町 一丁目三の三	二〇・二・ 二七

青森県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年三月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
太田 定昭 (県議会議員)	太田定昭政策研 究会	太田定昭	青森市浪岡大字五本 松字岡本三四	平成 二〇・二・ 一八
工藤 智幸 (県議会議員)	工藤智幸後援会	工藤智幸	八戸市大字大久保字 下大久保三四	二〇・二・ 二〇

公 安 委 員 会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十二日

青森県公安委員会委員長 橋 本 八 右 衛 門

青森県公安委員会規則第二号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則(昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

- 第二条中「八課」を「九課」に改め、「情報管理課」を「情報管理課」に改める。
- 第六条の三の次に次の一条を加える。

(留置管理課)

第六条の四 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 留置業務の管理運営に関すること。
- 二 留置業務の指導及び教養に関すること。
- 三 被留置者の処遇に関すること。
- 四 護送に関すること。
- 五 関係機関との連絡調整に関すること。
- 六 実地監査に関すること。
- 七 留置施設視察委員会に関すること。

第七条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第九条第四号中「警備業」の下に「及び探偵業」を加える。

第十条の三第四号中「少年犯罪の捜査」を「少年事件の捜査及び調査」に改める。

第十一条の二中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 情報分析及び捜査支援に関すること。

第十二条に次の一号を加える。

八 国際犯罪に関する情報の集約、整理、分析及び管理に関すること。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定により公示をすることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成二十年三月十二日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県県土整備部監理課内
- 四 その他
一の書類は、平成二十年四月一日をもって通知があったものとみなされます。

別表 通知を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考
(亡)山端申の 法定相続人	住所不明	

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第

六条第三項の規定により公示をすることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成二十年三月十二日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県県土整備部監理課内
- 四 その他
一の書類は、平成二十年四月一日をもって通知があったものとみなされます。

別表 通知を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考
(亡)榎西松 の法定相続人	住所不明	
(亡)町屋茂 太の法定相続人	住所不明	
(亡)森田弟 藏の法定相続人	住所不明	

正 誤

平成六・八・一四 第二六六六号	発行年月日
出先機関	区分
六	ページ
上	段
表中	行
齋藤 秀明	誤
齋藤 秀明	正

中南地域県民局

平成〇・三・五 第二九〇三号			発行年月日
告示			区分
第一五〇号	第一四九号	第一四八号	番号
六	六	五	ページ
下	上	下	段
前から 二から	前から 二から	後ろか 七から	行
平成二十年三月三日から	平成二十年三月三日から	平成二十年三月三日から	誤
平成二十年三月五日から	平成二十年三月五日から	平成二十年三月五日から	正

都市計画課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭